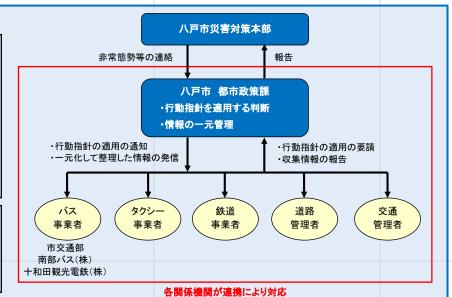
■行動指針の適用体制と適用分野

- ●行動指針の<u>適用基準①(八戸市災害対策本部</u> が設置される基準)の災害が発生した場合
 - → 本行動指針を適用
- ●行動指針の<u>適用基準①以外の災害</u>又は同<u>適用</u> 基準②の被害状況が発生した場合
 - → 交通事業者等からの要請又は被害の状況・規模等から八戸市都市政策課が必要と 判断した場合に本行動指針を適用
- ●関係機関等が迅速かつ臨機応変に公共交通 サービスを運行実施 → 運行面の連携
- ●災害に起因する公共交通に関する情報を的確かつ迅速に把握、発信 → 情報面の連携





- ●原則として、関係機関は事業継続計画(BCP)に基づき単独での運行の維持確保に努める。
- ●単独での運行が不可能となった場合、以下の適用主体間で協議・連携して対応を行う。

■行動指針の適用基準

①災害の種類・規模

【地 震】

- 〇震度5弱以上を観測し、大規模な被害が発生
- ○大津波警報、津波警報が発表

【風水害等】

○広域または相当規模の災害が発生(台風、高潮、集中豪 雨等異常降雨、豪雪による災害や大規模な火災など)

②被害の状況・規模

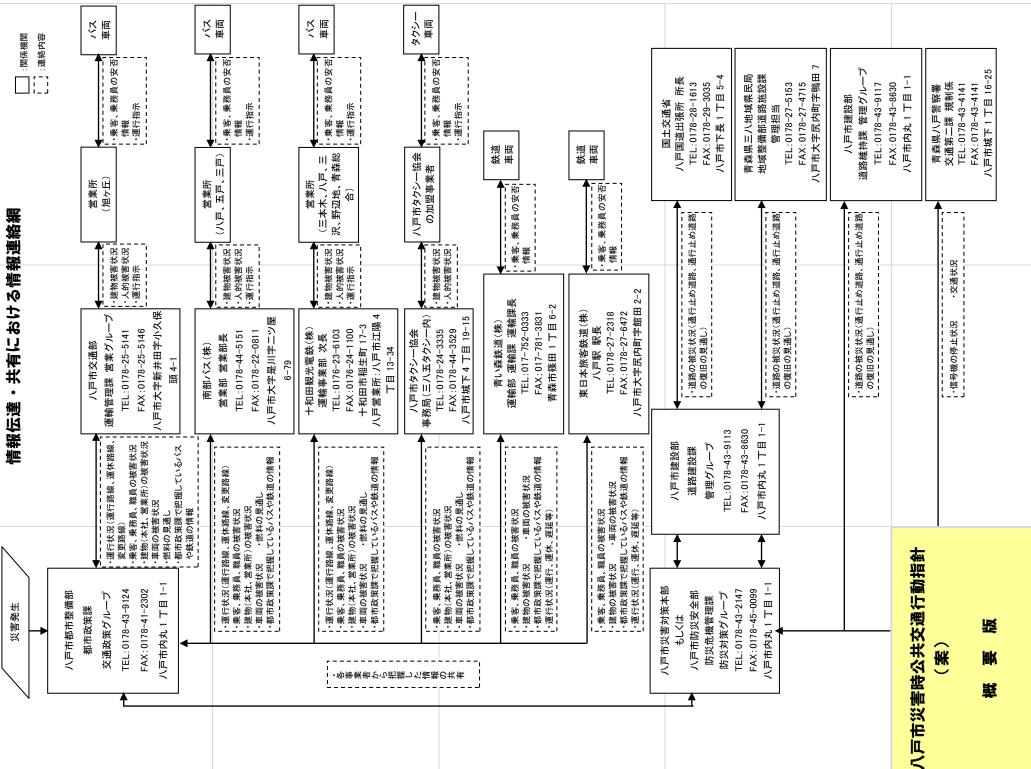
- ○主要バス路線となっている幹線道路網や鉄道が寸断
- ○市街地の一部に面的な被害が発生
- ○被災により運行資源(車両、乗務員、燃料等)が不足
- ○局所的な集中豪雨による停電等
- ○情報通信ネットワークが寸断 など

■行動指針の適用主体の役割

適用対象主体		地域防災計画上の役割			
バス事業者	八戸市営バス	・バス緊急輸送、バス運行路線の確保			
	南部バス	・バス運行状況の情報収集、伝達 ・緊急輸送車両の整備			
	十和田観光電鉄	・輸送に要する資機材及び燃料の確保			
鉄道事業者	東日本旅客鉄道	・応急資材の確保、災害警備体制の確保			
	青い森鉄道	列車運転の安全と輸送の確保列車運転状況の情報収集・伝達			
タクシー事業者		・災害時における輸送等の協力			
道路管理者		道路の維持、管理及び交通確保道路の被害状況の情報収集・伝達			
交通管理者 行政関係者		・災害時の交通規制			
		・災害に関する情報収集、伝達及び被害状況の調 ・災害対策に関する他の市町村等との相互応援協 ・旅客輸送関係の被害調査 ・バスや鉄道の運行状況の広報			

■行動指針における連携対応場面

	項目		連携対応場面	本編掲載ページ	関係機関
		インフラ被害対応	○道路が被災してバスを運行できない ○鉄軌道等が被災して代替バスの必要性が発生	P14 P18	バス事業者、鉄道事業者、 道路管理者、交通管理者、 行政関係者
	運	需要への対応	○被災者の避難所までの移動などの需要が発生 ○通院や入浴などの最低限な交通の需要が発生 ○仮設住宅への移行に伴い公共交通需要が変化 ○遠隔地移動に伴うターミナル接続の需要が発生	P21 P25 P29 P34	バス事業者、 タクシー事業者、 行政関係者
	Ţ	施設	○社屋等が被災	P37	関係機関
		車両	〇バス車両が被災してバスを運行できない	P40	バス事業者、行政関係者
		燃料	○燃料不足によりバスを運行できない	P43	バス事業者、行政関係者
		人	〇被災または燃料不足により乗務員が不足 〇災害対応により運行にあたる職員が不足	P46 P49	バス事業者、行政関係者
	情報	伝達 収集 発信	○平常時に使用する通信連絡手段が使用できない ○関係機関それぞれが情報収集しなければいけない ○公共交通の運行情報を発信しきれない	P51	全関係機関



作成年月日:平成 25 年 3 月〇日

最終改正:平成〇年〇月

0 Φ